

柏市介護支援専門員処遇改善事業補助金 Q & A

介護支援専門員の対象条件

問 1

新たに介護支援専門員を雇用する場合や新たに資格を取得した職員は対象になりますか。

新規採用者や新たに介護支援専門員の資格を取得した職員を、介護支援専門員として業務に従事させ、処遇改善を実施する場合は、処遇改善を実施した月から補助金の対象になります。

問 2

介護支援専門員の資格を持ち、業務に従事させていますが、法人指導課へ「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の届出をしておりませんが、対象になりますか。

介護支援専門員の資格を持つ職員に介護支援専門員としての業務に従事させ、処遇改善を実施する場合は補助金の対象になります。速やかに指導監査課へ「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の変更届を提出してください。なお、退職した場合についても同様に、変更届を提出してください。

問 3

介護支援専門員の資格を持っている職員に対し、介護支援専門員以外の業務をさせていますが、補助金の対象になりますか。

介護支援専門員の資格保持者であっても、実際に介護支援専門員の業務に従事していない場合は、補助金の対象になりません。

勤務時間の算定

問 4

勤務実績の判断について、勤務実績がない時間（育児休暇や病気休暇等）の期間において、給与や賃金を支給している場合は勤務時間として算定してよいでしょうか。

勤務時間への算定の主な判断基準は、以下に示す表のとおりです。

勤務時間へ算定してよい休暇	勤務時間へ算定できない休暇
<ul style="list-style-type: none">・労働基準法第39条に規定する休暇（年次有給休暇）・法定外休暇（夏季休暇，慶弔休暇等）のうち，給与等が発生するもの	<ul style="list-style-type: none">・労働基準法第7条に規定する休暇（裁判員休暇）・同法第65条に規定する休暇（産前産後休暇）・同法第67条に規定する休暇（育児時間）・同法第68条に規定する休暇（生理休暇）・育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第5条に規定する休暇（育児休業）・同法第16条の2第1項に規定する休暇（子の看護休暇）・同法第16条の5第1項に規定する休暇（介護休暇）・病気休暇

上記以外の休暇の判断基準については、お手数をお掛けしますが、柏市役所 高齢者支援課 施設班までご連絡ください。

電話：04-7168-1996

メール：info-kr@city.kashiwa.chiba.jp

問 5 (R7. 3. 28 追加)

残業時間は勤務時間として算定してよいでしょうか。

算定対象外です。

対象経費

問 6

月末締めで翌月に賃金の支払いをしており、賃金に上乗せをして処遇改善を行っていますが、どの期間の処遇改善分が該当しますか。

令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までの間に、実際に処遇改善分として賃金に上乗せして支払った月が補助の対象期間になります。

【例 1 : 月末締めで翌月に賃金の支払いをしている場合】

令和 7 年 3 月分の賃金を令和 7 年 4 月に支払い→対象

令和 7 年 4 月分の賃金を令和 7 年 5 月に支払い→対象

令和 8 年 3 月分の賃金を令和 8 年 4 月に支払い→令和 7 年度対象外

【例 2 : 当月分の賃金を当月分に支払いしている場合】

令和 7 年 3 月分の賃金を令和 7 年 3 月に支払い→令和 7 年度対象外

令和 7 年 4 月分の賃金を令和 7 年 4 月に支払い→対象

令和 8 年 3 月分の賃金を令和 8 年 3 月に支払い→対象

使用用途

問 7

補助金の一部を法定福利費（社会保険料等）の事業者負担増加分に充当してよいでしょうか。

法定福利費の事業者負担増加分に充当せず、補助金の全額を介護支援専門員等へ支給してください。

問 8

本事業で支給している処遇改善補助金は、課税対象となるのでしょうか。

給与所得に該当するため、課税対象となります。

問 9

処遇改善補助金について、補助金の一部を補助対象の介護支援専門員に追加で分配することは可能でしょうか。

補助対象となる介護支援専門員に補助金の一部を追加分配をすることはできません。介護支援専門員以外の同事業所職員に対して分配をするようにしてください。

なお、月の勤務時間が64時間未満である補助対象でない介護支援専門員への分配は可能です。

申請方法・流れ

問 10

補助金の申請について、受付期間は決まっていますか。

申請期間については、別添「処遇改善補助金のご案内」の「申請の受付期間（3ページ）」をご参照ください。提出が遅れる場合は、ご相談ください。

問 11

過去の受付期間分、対象の介護支援専門員への支給が漏れていたが、まとめて支給をした場合、申請はどのようにすればよいでしょうか。

まとめて支給する前に、事前に高齢者支援課まで報告し、第1号様式及び第2号様式について、過去の受付期間分及び申請時の受付期間分をそれぞれで様式を作成して提出してください。

問 1 2 (R7.3.28 追加)

交付された補助金を使用して処遇改善を実施する流れでしょうか。

申請前に処遇改善を実施していただく必要があります。事業所か法人が対象期間中に毎月処遇改善を実施し、その実績をもって柏市に申請していただく流れとなります。

問 1 3

同一法人の市内の介護サービス事業所で介護支援専門員または居宅介護支援事業所の管理者を兼務している場合の勤務時間の合算の例を教えてください。また、事業所はどこから申請すればよいですか。

勤務時間の合算の例は以下のとおりです。申請する事業所は、主たる勤務先の事業所から申請してください。

【例 1】 Aさんの場合

勤務先	勤務時間	職種
X 法人の A 事業所	月 70 時間	介護支援専門員
X 法人の B 事業所	月 60 時間	介護支援専門員

→ A 事業所と B 事業所の合計で「月 128 時間以上勤務」しているため、「月額 9,000 円」の対象者として A 事業所から申請してください。

【例 2】 Bさんの場合

勤務先	勤務時間	職種
Y 法人の C 事業所	月 20 時間	介護支援専門員
Y 法人の D 事業所	月 60 時間	介護支援専門員

→ C 事業所と D 事業所の合計で「月 64 時間以上 128 時間未満勤務」しているため、「月額 4,500 円」の対象者として D 事業所から申請してください。

【例3】Cさんの場合

勤務先	勤務時間	職種
Z法人のE事業所 (居宅介護支援)	月 80 時間	介護支援専門員
	月 30 時間	管理者
Z法人のF事業所 (居宅介護支援)	月 20 時間	管理者

→ E事業所とF事業所の合計で「月 128 時間以上勤務」しているため、「月額 9,000 円」の対象者としてE事業所から申請してください。

申請書類

問 1 4

修正する場合、訂正印で修正することは可能ですか。

修正不可です。再度正しいものを作成してください。

問 1 5

第1号様式に記入する「本件責任者」とは、誰ですか。

代表取締役又は支店長等といった社内において権限の委任を受けた役職者や、請求書等を発行するにあたり責任を有する方のことをいいます。

問 1 6

Excelファイルを高齢者支援課宛てにメールで提出することは可能ですか。

pdf形式に変換し、下記申請フォームよりご提出ください。

【申請フォーム】

<https://logoform.jp/form/Mx28/966736>

問 17

申請書類を手書きや印鑑で作成したものを pdf 形式に変換して提出することは可能ですか。

可能です。

問 18

Excel ファイルを pdf 形式に変換する方法が分かりません。

別添「処遇改善補助金のご案内」の「エクセルファイルを pdf 形式に変換して保存する方法（8 ページ）」をご参照ください。

問 19

給与明細を提出する必要がありますか。

提出は必要ありませんが、状況によっては確認させていただく場合があります。

問 20 (R7.3.28 追加)

毎月勤務時間を記録していないため、提出書類「処遇改善額の算定根拠とした勤務実績がわかる書類」がありませんが、申請可能でしょうか。

必ず申請時に必要となります。申請用に新たに作成するか、柏市ホームページに掲載している参考様式を使用して記録し、提出してください。

問 21

「(第 1 号様式) 交付申請書兼実績報告書兼請求書」の Excel ファイルの補助金の数値等が正しく表示されません。

お手数をお掛けしますが、柏市役所 高齢者支援課 施設班までご連絡ください。

電話：04-7168-1996

メール：info-kr@city.kashiwa.chiba.jp